

～ 森とびわ湖を結ぶ 笑顔で暮らせる豊かな農村 ～

広報

# こうら

甲良町ホームページ <http://www.kouratown.jp/>

2015



3

TOWN INFORMATION

## 手打ちの味はどんな味？ うどん作りに挑戦！



2月3日、甲良東小学校で。

**2** 祝 下之郷の川並さんが受章！

**4** 町職員の給与と人事の運営状況

**8** 軽自動車税の税率が変わります！

**9** 農村生活体験受入家庭を募集します！

**12** 【保存版】平成27年度乳幼児健診カレンダー

**16** さようなら、甲良町学校給食センター

祝

## 旭日単光章受章

元選挙管理委員会委員長 川並稔男さん 88歳

甲良町選挙管理委員会委員長等を務められた功績を称えられ、平成26年11月1日付けで内閣総理大臣から「旭日単光章」を受章されました。

おめでとうございます。

今後ますますのご健勝とご多幸をお祈りします。



養護学校

## おいしいね！長寺のゆずうどん

1月27日、甲良養護学校の給食に長寺のゆずを使用した「ゆずうどん」がお目見えし、同校の児童・生徒らが舌鼓を打ちました。

この日の献立は同校の食育週間の一環として滋賀県内の食材をふんだんに使用した内容。目移りしそうな献立のなかにあって、うどんから立ち上るさわやかなゆずの香りが教室やランチルームに広がりました。

うどんに練りこまれたゆずの果汁がだしに染み出し、児童からは「少しすっぱいけどおいしい。」との声が聞かれ、ものの数分で完食してしまう生徒も。

長寺地域の方々が15年ほど前から進めてきたゆずの栽培。これまでもジャムなど利用方法を模索してきましたが、このたび地域の役員が中心となって彦根の製麺業者と協力してゆずうどんを作り上げ、甲良養護学校の給食に提供しました。

甲良養護学校の生徒らが長寺のゆずの収穫等に参加するようになって7年、地域と同校の交流があらたな実を結びました。



交通安全

## 右みて、左みて、また右をみて！ あんぜんかくんにん十分に！！

1月13日、甲良東保育センターで交通安全教室が行われ、4月から小学校に入学する東西保育センターの5歳児が参加しました。

警察官と彦根市・犬上郡3町の交通担当が劇で交通ルールを指導、園児らは横断歩道を渡る練習をするなど楽しく交通安全を学び、春からの集団登校に備えます。



豆まき

## わるい鬼さん出て行って！ いい鬼さんとはなかよくあそぼ！

2月3日、甲良西保育センターで豆まきのつどいが行われました。節分のこの日、3歳児以上の園児はクレヨンや絵の具で描いた鬼のお面をつけて参加、5歳児では箱や紙袋製の力作も。

つどいのあとは園内各所でいっせいに豆をまき、こころにひそむ「泣き虫おに」などの悪い鬼を追い払いました。



甲良東保育センターでも同日豆まきが行われ、園児らの楽しい声が園内に響きました。こころの園児は今年も元気いっぱい健やかに成長してくれることでしょう。

東小学校

## 親と子と地域をつなぐわらぞうり

1月28日、甲良東小学校の3年生がわらぞうり作りを体験しました。

昨年10月にも1回目の活動が行われましたが、今回は保護者も参加して地域のお年寄りに教えてもらいながらぞうり作りに取り組みました。

地域の方々の助けもあり、ほとんどの児童が目標としていた片方の完成まで漕ぎ着けました。児童らはこの貴重な体験を通じ、昔の暮らしに思いをはせながらお年寄りとの交流を深めました。





# お知らせ 町職員の給与と人事の運営状況をお知らせします

地方公務員法 58 条の 2 の規定に基づき、人事行政の運営等の状況を公表します。これは、町民皆さんに町職員給与などの実態を広く知っていただき、より一層のご理解が得られるよう行うものです。

## 給与の決まり方

一般職員の給与は国家公務員および近隣町とのバランスを考えたうえで、議会の審議を経て決まります。特別職の報酬は、皆さんの中から選任された特別職報酬審議会の意見を聴いて、議会で議決されます。

## 職員数の管理について

事務の見直し、組織・機構の簡素化合理化などにより職員数を必要最小限に抑え、多様化する要望に対応していけるように適正な配置を心がけています。公表額は、税金や保険料などを差し引く前の額でいわゆる「手取り額」ではありません。

## 1 給与に関する状況

### (1) 人件費の状況（平成 25 年度普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成25年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費 B/A
25 年度	7,525人	3,796,524 千円	87,621千円	816,503千円	21.5%

### (2) 職員給与費の状況（平成 25 年度普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり給与 費B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25 年度	98人	377,474千円	51,994千円	136,105千円	565,573千円	5,771千円

○職員手当には、退職手当を除く、通勤・住居・扶養・時間外手当などが含まれます  
○給与費には、町長・議員・各種委員など特別職に支給される給与・報酬などは含まない

### (3) ラスパイレス指数の状況

年 度	ラスパイレス指数			
	一般職		技能労務職	
H25.4.1 現在	101.6%	参考値 93.8%	109.42%	参考値 103.72%
H24.4.1 現在	103.4%	参考値 95.5%	106.1%	参考値 100.8%
H23.4.1 現在	94.7%		99.2%	

※普通会計とは一般会計、土地取得会計、住宅新築資金会計、墓地公園会計、せせらぎの里こうら運営事業会計を合算したものです。  
※ラスパイレス指数とは、地方公務員の給与水準を表したもので、国家公務員行政職の給与水準を100とした場合のもので、  
※平成24・25年の参考値は国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置がないとした場合の値です。

## 2 一般職の給料初任給等の状況（平成 26 年 4 月 1 日 現在）

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額、平均給与月額の状況

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.1歳	316,000円	362,400円	技能労務職	56.4歳	286,700円	306,700円

※給与＝給料＋時間外手当＋通勤手当＋扶養手当＋管理職手当

### (2) 職員の初任給の状況

区分	学 歴	甲 良 町		国	
		初 任 給	2年後の給料	初 任 給	2年後の給料
一 般 行 政 職	大 学 卒	172,200円	184,200円	172,200円	184,200円
	高 校 卒	140,100円	148,500円	140,100円	148,500円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区分	学 歴	経験年数	経験年数	経験年数	経験年数	経験年数
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上
一 般 行 政 職	大 学 卒	246,200円	299,500円	350,100円	402,500円	405,000円
	高 校 卒	235,800円	269,600円	314,500円	368,100円	393,500円
技 能 労 務 職	高 校 卒	—	—	—	296,700円	327,600円
	中 学 卒	—	—	—	—	302,900円

○経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合における採用後の年数

## 3 職員の手当の状況（普通会計決算）

### (1) 期末・勤勉手当（25 年度支給割合）

	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225月	0.675月分
12月期	1.375月	0.675月分
計	2.60月	1.35月分

### (2) 退職手当

平成25年度支給率	自己都合	定 年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分
1人当たり平均支給額（H25年度実績）19,085千円		

### (3) 時間外勤務手当

平成25年度	総支給額	14,931千円
	支給対象職員一人当たり平均支給月額	24,300円

### (4) 住宅手当

借家・借間（最高限度額）	月額	27,000円
持ち家（新築・購入から5年）	廃 止	
H25年度の支給実績 1,563千円		
支給職員1人当たり平均支給月額 25,100円		
支給職員割合 5.1%		

### (6) 通勤手当

自動車などの交通用具使用者

2km以上5km未満	月額	2,000円	5km以上10km未満	月額	4,100円
10km以上15km未満	月額	6,500円	15km以上20km未満	月額	8,900円
20km以上25km未満	月額	11,300円	25km以上30km未満	月額	13,700円
30km以上35km未満	月額	16,100円	35km以上40km未満	月額	18,500円
40km以上45km未満	月額	20,900円	45km以上50km未満	月額	21,800円
50km以上55km未満	月額	22,700円	55km以上60km未満	月額	23,600円
60km以上	月額	24,500円			

交通機関利用者

1月当たりの運賃が55,000円以下	全額支給
1月当たりの運賃が55,000円を超える	55,000円×支給単月

### (7) 管理職手当

支給職員割合	38.8%
支給職員1人当たり平均支給月額	42,100円

○管理職手当は、定められた職階により支給

## 4 特別職の報酬等の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区 分	給料・報酬の月額	期 末 手 当
町 長	660,000円	(25年度支給割合) 6月期 1.40月 12月期 1.55月 計 2.95月
副 町 長	558,000円	
教 育 長	530,000円	
議 長	280,000円	
副 議 長	200,000円	
議 員	177,000円	

- ①1人当たり平均支給額  
25年度 期末手当 913千円  
勤勉手当 475千円
- ②職制上の段階、職務の等級による加算措置あり

- 退職手当は、県内の市町および一部事務組合で組織する滋賀県市町村職員手当組合の「滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例」に基づき支給
- 退職手当1人当たり平均支給額は前年度に退職した職員に支給した平均額である

### (5) 扶養手当

配 偶 者	月額	13,000円
扶養親族	月額	6,500円
配偶者のいない職員の場合、 扶養親族のうち1人目	月額	11,000円
H25年度の支給実績		9,920千円
支給職員1人当たり平均支給月額		20,200円
支給職員の割合 42.9%		

○満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子、月額5,000円を加算

H25年度の支給実績		3,615千円
支給職員1人当たり平均支給月額		4,200円
支給職員の割合 72.4%		

### (8) その他の手当

宿日直手当 1回 4,200円支給

退職手当支給率	
町 長	43%
副 町 長	26%
教 育 長	20%

※退職手当支給額＝報酬月額×支給率×在職月数

**5 一般行政職の級別職員数等の状況（平成26年4月1日現在）**

**(1) 一般行政職の級別職員数の状況**

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事補・主事	主事	主任主事・主任	主査	課長補佐	課長・参事	
職員数	6人	5人	14人	7人	10人	14人	56人
構成比	10.7%	8.9%	25%	12.5%	17.9%	25%	100%

○職員給与に関する条例にもとづく行政職給料表の級区分による職員数です。

**6 職員数ならびに採用、退職および昇任の状況（H26.4.1現在）**

**(1) 部門別職員数の状況**

部門	H25	H26	増減	
一般行政部門	議会	2	2	
	総務企画	22	22	
	税務	4	6	2
	民生	34	30	△4
	衛生	7	7	
	労働	0	0	
	農林水産	6	6	
	商工	1	1	
	土木	5	4	△1
	小計	81	78	△3
特別行政部門	教育	18	18	
	小計	18	18	
普通会計計	99	96	△3	
公営企業等会計部門	水道	2	2	
	下水道	2	2	
	その他	8	8	
	小計	12	12	
合計	111	108	△3	

**(2) 職員の採用・退職者・派遣者数**

	町職員全体
採用	
平成25年4月2日～平成26年3月31日	0
平成26年4月1日（再任用含む）	13
合計	13
退職	
平成25年4月2日～平成26年3月30日	0
平成26年3月31日	16
合計	16
派遣	
彦根愛知犬上広域行政組合	1

**(3) 異動および昇任**

	課長級	課長補佐級	主査	主任	一般職員級	合計
異動者数	5	2	3	5	7	22
昇格者数	8	5	3	2	1	19

**7 職員の勤務時間など勤務条件の状況**

**(1) 一般職員の勤務時間の状況（26年度）**

1週間の勤務時間	38時間45分		
1日の勤務時間	7時間45分		
	時間	開始時間	終了時間
勤務時間	—	8:30	17:15
休憩	60分	12:00	13:00

**(2) 年次有給休暇の取得状況（平成25年分）**

総付与日数	2,276日
総取得日数	669日
対象職員数	60人
平均取得日数	11.2日
取得率	29.4%

○「対象職員」とは、平成25年1月1日～12月31日までの全期間を在職した一般行政職員で、当該期間の中途に採用された者、退職した者および当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員ならびに派遣職員を除く。

**(3) 育児休業の取得状況（平成25年度）**

男性	女性	計
0人	1人	1人

**8 職員の分限および懲戒処分の状況**

**(1) 分限処分の状況（平成25年度）**

勤務実績がよくない場合		心身に故障のため職務執行に支障がある場合		職に必要な確性を欠く場合		廃職または禍因を生じた場合		計
降任	免職	降任	免職	降任	免職	降任	免職	
0	0	0	0	0	0	0	0	0

**休職処分の状況**

心身の故障のため、長期の休養を要する場合	刑事事件に関し起訴された場合	学術に関する研究等に從事する場合	災害等により行方不明になった場合
1	0	0	0

**(2) 懲戒処分の状況（平成25年度）**

免職	停職	減給	戒告
0	0	0	0

**9 勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申し立ての状況**

平成25年度における勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申し立ての状況は、次のとおりです。

(1) 措置の要求 該当事案なし (2) 不服申立て 0件

**10 人材育成に関する状況（平成25年度）**

**(1) 主な研修の実績等**

(ア) 内部研修

名称	目的及び概要	参加人数(延べ人数)
管理職研修	愛知犬上4町管理職員研修	44人
住民共同研修(自己啓発)	町民人権問題学習講座、人権尊重と部落解放をめざす町民の集い	317人

(イ) 外部研修機関への派遣研修(滋賀県市町村職員研修センター等)

名称	目的及び概要	参加人数(延べ人数)
一般研修	各階層で必要とされる地方自治の現状と課題の認識、行政執行上の知識・技術の習得、業務執行の意欲の向上および分権時代を担う行政のプロとしての能力、マネジメント能力ならびに政策形成能力の育成	22人
実務研修	実務に携わる担当者対象に、その実務に関する専門的な知識や技術を習得し、その職務遂行能力を高める	12人
専門研修	技術職員として必要な専門知識の習得、技術の習得を図り、職務遂行能力の向上を計る	9人

**11 福利厚生に関する状況**

**(1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況（平成25年度）**

名称	対象者	受診者件数	受診率
定期健康診断	全職員	95人	87.2%
特定健康診査	年齢・性別等により定める職員等	74人	88.1%

**(2) 職員の福利厚生事業の実施状況**

職員の福利厚生事業については、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条および職員の互助会に関する条例(昭和43年条例第20号)に実施しています。事業は、一般財団法人滋賀県市町村職員互助会、甲良町役場公友会等に委託しています。一般財団法人滋賀県市町村職員互助会および甲良町役場公友会等は、会員の掛金および町の負担金、補助金その他の収入をもって、福利厚生事業を実施しています。

(H25年度)	甲良町公友会	一般財団法人滋賀県市町村職員互助会
人数	会員 143人(臨時職員含む)	加入 109人
年間町負担補助率	1人 5,000円	本棒×4/1000
年間町負担補助額	715,000円	1,692,354円
会員掛金率	本棒×1/100+1,500円	本棒×4/1000
会員掛金額	7,518,530円	1,691,838円
1人あたり掛金額	52,577円	15,521円

**(3) 公務災害および通勤災害の認定件数**

(平成25年度)

	公務災害	通勤災害	計
発生件数	1件	0件	1件



【問合先】 総務課 ☎ 38-3311



## 軽自動車税の税率が変わります！

### ①四輪以上および三輪の軽自動車

滋賀ナンバー	車種		税額(年額)		
			現行税率(年額)	新税率(年額)	重課税(年額)
	三輪		3,100円	3,900円	4,600円
	四輪	乗用 自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

★初めて車両番号の指定を受けた日(新規登録)によって税率が変わります。

平成27年3月31日までに登録 平成27年4月1日以降に登録

⇒現行税率(年額) ⇒新税率(年額)

※平成27年度については、平成27年4月1日に登録された車両のみ、新税率が適用されます

★13年を経過している車両は平成28年度から、税率が変更されます(重課税)

最初の新規検査(初度検査年月)より起算し、13年を経過している車両が、対象となります(平成28年度から)。平成14年12月31日以前に最初の新規検査(初度検査)を受けた車両は平成28年度から重課税率が適用されます。最初の新規検査(初度検査)…車検証に記載のある「初度検査年月」で確認をお願いします。

※車検証の「初年検査年月」の欄に月が記載されておらず年のみの記載の場合、その年の12月に検査を受けたものとして取り扱います。(平成15年10月14日までの車検証には、年数のみの記載になります)

### ②原動機付自転車および二輪車等

登録されている車両全ての税率が下表のように変更されます。

※ただし、平成27年度税政改正大綱には適用開始を1年間延期し、平成28年度分から変更されることとなっています。詳細がわかり次第、お知らせいたします。

	車種	総排気量など	旧税率(年額)	新税率(年額)
甲良町 ナンバー	原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
		51～90cc以下	1,200円	2,000円
		91～125cc以下	1,600円	2,400円
		20cc超(三輪以上)	2,500円	3,700円
	小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,000円
		その他(フォークリフト等)	7,400円	5,800円
滋賀 ナンバー	軽二輪	126～250cc以下	2,400円	3,600円
	自動二輪	251cc～	4,000円	6,000円

## 忘れていませんか？廃車手続き

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。すでに使用されていない車両や所有者が変わっている車両がある場合は、必ず3月末日までに廃車手続きをしてください。

甲良町ナンバー  
甲良町役場税務課 窓口  
住所：甲良町在土 353-1  
☎ 0749-38-5064

滋賀ナンバー(軽二輪・自動二輪)  
滋賀運輸局  
住所：守山市木浜町 2298-5  
☎ 050-5540-2064

滋賀ナンバー(三輪・軽四輪)  
滋賀県自動車検査協会  
住所：守山市木浜町 2298-5  
☎ 050-3816-7103

★障害のある方の減免について

心身に障害のある方などのために使用される軽自動車で、一定の要件に該当する場合は、軽自動車税が減免されます。原則、障害者本人が所有する軽自動車で、普通自動車等を含め1人1台です。軽自動車税の減免を新たに希望される場合は申請が必要ですので、くわしくは以下にお問い合わせください。

【問合先】 税務課 ☎ 38-5064

## 農村生活体験(教育体験) 受入家庭募集

### 都会の子どもたちに甲良の暮らし、人情、豊かな自然、文化を見せてあげてください！

甲良町では、平成23年度から中学3年生の修学旅行の民泊の受入を行っています。

受入家庭の皆様からは、短い時間だったが交流ができ、活力をもらった、楽しかったという声をいただき好評をいただいています。ありのままの甲良での田舎暮らしを共に体験し「心の交流」をするだけです。特別なことは不要です。

農村生活体験の受入れをしていただける家庭を募集しています！地域が元気になりますよ。

### ◆平成27年の受入日(予定)

平成27年5月20日(水)～22日(金) 2泊3日 浜松市東部中学校(静岡県)

平成27年6月 3日(水)～4日(木) 1泊2日 横須賀市立大津中学校(神奈川県)

### ◆受入方法

【受入人数】 1軒4人が基本(6畳の部屋が1つあれば大丈夫です！)

【行程例】 農村生活体験は家業おまかせプランとなります。

1泊2日の場合 <1日目> 午後入村→夕食作り

<2日目> 午前農村生活体験→昼食後離村式



特別なことは必要ありません。普段の生活のまま、一緒に作業して話をするだけ！

### 【体験プログラム例】



出荷体験



種まき体験



収穫体験

●食事づくり・・・夕食・朝食づくりのお手伝い

●他にも・・・梅干しづくり、ジャムづくり、あられづくり、花づくり など

事業に関心や興味のあるかたもぜひ連絡をお待ちしています。

☆募集メ切…平成27年3月20日(金)



【問合先】 産業課 ☎ 38-5069 Fax 38-5122



# 住民票の写しの第三者交付に関する本人通知制度が 平成25年7月からはじまっています！

この制度は、住民票の写しや戸籍謄本などの証明書を、本人の代理人や個人および法人に交付した場合に、交付した事実を本人にお知らせするものです。これにより、不正な請求により取得した戸籍謄本などを使用した人権侵害の防止や、委任状の偽造、不必要な身元調査の未然防止につながります。

★代理人や第三者\*から事前登録者に係る住民票の写し等の請求があった場合に、

住民票の写し等交付の可否を事前登録者へ確認する制度ではありません。

事前登録の申込みは 甲良町役場 住民課 平日8時30分から午後5時15分までです。

※この場合の第三者とは、個人・法人・八業士をいいます。(八業士とは、弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海津代理士・行政書士のことです。)

## 制度の利用には事前登録が必要です

### 登録できる人

甲良町に住民登録している人、本籍がある人(除かれた人も含みます。)

(ただし、亡くなられた人や海外に転出された人は除きます。)

### 必要なもの

- 本人確認書類(運転免許証、パスポートなど顔写真入りの証明書)
- 代理人の場合は委任状
- 法定代理人の場合は、資格を証明する書類(戸籍謄本など)。確認できる場合は不要。

### 通知する内容

- 証明書の交付年月日

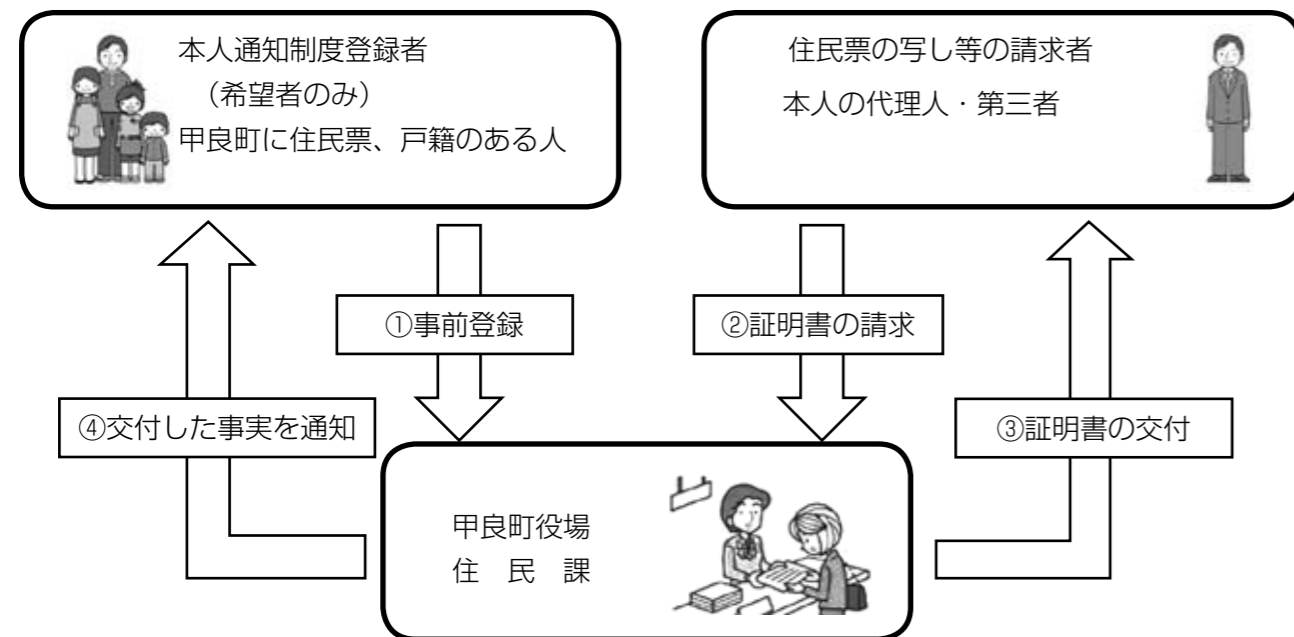
- 交付した証明書の種別(住民票の写し、戸籍謄本等)
  - 交付通数
  - 交付請求者の種別(本人の代理人・第三者)
- ※請求者の氏名、住所等を通知することはできません。

### 登録期間

- 登録期間は、事前登録日(申込みの翌日)からです。

### 登録の変更・廃止の届出

- 登録内容(氏名、住所、本籍地など)に変更があった場合や、登録を廃止したい場合などは、必ず甲良町本人通知制度事前登録(変更・廃止)届出書を提出してください。



【問合・問い合わせ先】 住民課 ☎38-5063

新たに「群馬ルート」で戸籍謄本、住民票など253枚の不正取得が発覚!!

2011年11月に発覚した、東京のプライム法務事務所(プライムルート)による戸籍等の不正取得は、群馬県庁・市町村戸籍等住民基本台帳事務協議会による調査で、10市町で46枚の職務上請求書と63通の戸籍・住民票等が不正取得が明らかになった。

さらに、平成24年にはプライムルートとは別の興信所・行政書士による戸籍等の不正取得と興信所への横流しが発覚した(群馬ルート)。

この群馬ルートによる県内の不正取得の実態を解明するため県連では平成24年12月に19市町に対して公文書開示請求を行った。その結果、竜王町、愛荘町、この群馬ルートによる市町村には戸籍等の請求をしないよう指示を出していたことである。

町は2町を除く17市町で不正取得が行われていた事が明らかになった。群馬ルートの特徴は①プライムルートより大量の不正取得が行われていた。17市町で職務上請求書194枚を使って戸籍・住民票等253枚を不正取得。これはプライムルートの4倍に上る。②主犯の興信所経営者・大沼は行政書士の資格も持っており不正取得により多額の利益を上げていた。③不正取得の発覚を防ぐため、事前登録制度を導入している市町村には戸籍等の請求をしないよう指示を出していたことである。

事前登録型本人通知制度の抑止効果が明らかに!!

平成24年7月11日、鹿兒島県警は鹿兒島市内と東京都内の興信所経営者二人を逮捕し鹿兒島県薩摩川内市内の行政書士を書類送検し

この事件は埼玉県桶川市内の男性が事前登録制度に登録していたが、桶川市より第三者が戸籍等取得したとの通知を受けて不正取得

が発覚した。このことから事前登録型本人通知制度によって不正取得を暴く事が可能であることが実証された。また平成24年、11月27日に戸籍等の不正取得を行って逮捕された興信所は「不正請求の発覚を防止策は事前登録型

が暴く事が可能であることが実証された。また平成24年、11月27日に戸籍等の不正取得を行って逮捕された興信所は「不正請求の発覚を防止策は事前登録型

本人通知制度であることが立証された。

(解放新聞滋賀版 第2010号 2013年1月28日より抜粋)

## 戸籍不正取得群馬ルート

市町	行政書士名	職務上請求書数	取得枚数	戸籍	原戸籍	除籍	附票	住民票	該当なし
大津市	大沼源 20 谷口信寿 32	52	62	21	7	2	6	26	2
草津市	大沼源 1 谷口信寿 13	14	16	5	1	0	1	9	
栗東市	大沼源 1 谷口信寿 8	9	13	6	3	0	1	3	
守山市	大沼源 4 谷口信寿 9	13	15	6	1	0	2	6	
野洲市	大沼源 5 谷口信寿 6	11	16	4	4	1	3	4	
湖南市	大沼源 2 谷口信寿 3	5	5	2	0	0	0	3	
甲賀市	大沼源 1 谷口信寿 2	3	6	2	1	0	2	1	
近江八幡市	大沼源 1 谷口信寿 3	4	4	1	0	0	0	3	
竜王町	大沼源 谷口信寿								
日野町	大沼源 6 谷口信寿 1	7	10	4	2	0	2	2	
東近江市	大沼源 5 谷口信寿 9	14	23	8	4	0	4	7	
愛荘町	大沼源 谷口信寿								
豊郷町	大沼源 2 谷口信寿 2	2	2	1	0	0	0	1	
甲良町	大沼源 4 谷口信寿 4	4	8	3	2	1	1	1	
多賀町	大沼源 1 谷口信寿 1	1	2	1	1	0	0	0	
彦根市	大沼源 3 谷口信寿 7	10	13	5	1	0	2	5	
米原市	大沼源 3 谷口信寿 3	6	7	3	1	0	2	1	
長浜市	大沼源 5 谷口信寿 12	17	31	10	7	0	5	9	
高島市	大沼源 1 谷口信寿 7	8	9	5	1	1	0	2	
合計		180	242	87	36	5	31	83	2

この集計表は、平成24年12月に部落解放同盟滋賀県連合会が県内19市町に対して大沼源・谷口伸寿の二名の行政書士の職務上請求書を公文書開示請求したものである。集計は県連事務局で行ったものである。この集計表の中で除籍は戸籍の除籍簿、附票は戸籍附表、住民票の中に住民票及び住民票除籍表を添付している。また、件数は職務上請求書に記入された項目について集計したものである。

# 平成27年度 甲良町乳幼児健診カレンダー

健診はお子さんの成長を知る大切なものですから、必ず受けるようにしましょう。  
対象の月にこられなかった方は、翌月の健診日にお越しください。



☆健康診査に関するお問い合わせは  
保健福祉課 ☎38-3314まで

	4か月健診	中期離乳食教 (試食があります)	10か月健診	
受付時間	離乳食の説明をしますので、 遅れないようにお越しください。 13:00~13:10	9:30~10:00	13:30~13:40	
持ち物	母子手帳・質問票	母子手帳・質問票	母子手帳・質問票 (広報掲載希望者のみ 写真)	
平成26年 6月生			4月22日(水)	
7月生			5月27日(水)	
8月生			6月24日(水)	
9月生		4月15日(水)	7月22日(水)	
10月生		4月15日(水)	8月26日(水)	
11月生		6月10日(水)	9月30日(水)	
12月生		6月10日(水)	10月28日(水)	
平成27年 1月生		4月22日(水)	8月19日(水)	11月25日(水)
2月生		5月27日(水)	8月19日(水)	12月16日(水)
3月生		6月24日(水)	10月14日(水)	28年1月27日(水)
4月生		7月22日(水)	10月14日(水)	2月24日(水)
5月生		8月26日(水)	12月9日(水)	3月23日(水)
6月生	9月30日(水)	12月9日(水)		
7月生	10月28日(水)	28年2月10日(水)		
8月生	11月25日(水)	2月10日(水)		
9月生	12月16日(水)			
10月生	28年1月27日(水)			
11月生	2月24日(水)			
12月生	3月23日(水)			



## すこやか相談 受付時間 9時30分~11時00分

4月13日(月)	10月5日(月)
5月11日(月)	11月9日(月)
6月8日(月)	12月7日(月)
7月6日(月)	平成28年1月18日(月)
8月3日(月)	2月8日(月)
9月7日(月)	3月7日(月)

一年間大切に保管してください!

	☆保護者の方の歯科健診も実施します! (無料)			
	1歳6ヶ月健診	2歳6ヶ月健診		3歳6ヶ月健診 (視力検査・検尿を実施します)
受付時間	13:00~13:30	9:30~10:00	受付時間	13:15~13:45
持ち物	母子手帳・質問票 ハフラシ・コップ	母子手帳・質問票 ハフラシ・コップ	持ち物	母子手帳・質問票 ハフラシ・コップ
平成24年 9月生		5月21日(木)	平成23年 8月生	4月1日(水)
10月生		5月21日(木)	9月生	4月1日(水)
11月生		7月16日(木)	10月生	6月3日(水)
12月生		7月16日(木)	11月生	6月3日(水)
平成25年 1月生		9月10日(木)	12月生	8月5日(水)
2月生		9月10日(木)	平成24年 1月生	8月5日(水)
3月生		11月19日(木)	2月生	10月7日(水)
4月生		11月19日(木)	3月生	10月7日(水)
5月生		28年1月21日(木)	4月生	12月2日(水)
6月生		1月21日(木)	5月生	12月2日(水)
7月生		3月17日(木)	6月生	28年2月3日(水)
8月生		4月14日(火)	7月生	28年2月3日(水)
9月生	4月14日(火)			
10月生	6月16日(火)			
11月生	6月16日(火)			
12月生	8月18日(火)			
平成26年 1月生	8月18日(火)			
2月生	10月20日(火)			
3月生	10月20日(火)			
4月生	12月15日(火)			
5月生	12月15日(火)			
6月生	28年2月16日(火)			
7月生	28年2月16日(火)			



※日程は、変わることがありますので広報こうらをご確認のうえ、お越しください。

実施場所：甲良町保健福祉センター  
多目的研修室





## 65歳以上の皆さんへ！！ 基本チェックリストの提出はお済みですか？

65歳以上の方（要支援・要介護の認定を受けている方は除きます。）に、地域包括支援センターから基本チェックリストを送らせていただいています。基本チェックは、生活機能の衰えているところを早めに知り、衰えてしまう前に維持・向上のための介護予防に取り組むために行うものです。基本チェックリストが届いた方は、本人または家族の方が記入の上、必ず提出して下さるようお願いいたします。

～自分の生活機能の状態を知るために、  
必ず基本チェックリストを回答しましょう！～



基本チェックリストでは  
こんなことをみています！

- ・運動機能の低下がないか
- ・低栄養状態になっていないか
- ・口腔機能が衰えていないか
- ・認知症の予防が必要か
- ・うつ予防が必要か
- ・閉じこもり状態になっていないか

※この様な状態のままですと、生活機能が衰えて、要介護の状態になる可能性があります。

提出は  
役場1階受付・保健福祉センター  
ライフサポートセンターほっと館  
長寺地域総合センター・呉竹地域  
総合センターまで

3月31日(火)までに、必ず提出を済ませてください！

### カフェよってっ亭

介護者の方や近頃物忘れが気になる方、お昼間1人で退屈な方など、どなたでもカフェに来て頂き皆様の交流の場や癒しの場としてご利用ください。

3月は講座を予定しています。皆様の参加をお待ちしています。

テーマ 「認知症は初期の気づきから」

時間：13:00 から 30分程

講師：彦根市地域包括支援センター きらら所長 青峰 龍誓さん

★開店日：3月20日(金)

(毎月1回第3金曜日に開店します)

★開店時間：10:30～15:00

★場所：グループホームらくらく (甲良西小学校プール横)



【よってっ亭のお問合先】 甲良町グループホームらくらく ☎ 38-8182 (米谷 山口)

## 短歌(俳句)日記

脳力塾に参加された方の、短歌・俳句です。日常の出来事を決まった文字数でまとめるという脳の体操です。どの句もとても味のあるものばかりです。

皆さんも是非、チャレンジしてみてください。

◇早起きも 好きなゴルフにや 苦にならず	◇短歌歴 3年の兄に助けてと 頼んでみたが ただ笑うだけ	◇筋トレは 独り暮らしを忘れさせ 体にも良し 心にも良し	◇迷ったが 行って良かった脳トレに そこで皆に 元気をもらおう
----------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	--



## 福祉用具展示会

平成27年3月21日(祝) 午前10時～午後4:00  
ビバシティ彦根 センタープラザ

参加無料

自分にぴったりの道具を見つければもっと楽しくお出かけできるかも。  
いろいろ試してみませんか？気軽にお越しください♪

<ミニ講座> 午後1時30分～(20分)  
「ノルディックウォークで若々しく！」

今、人気のノルディックウォークで姿勢シャッキリ！ひざ腰に痛みがある人にもおすすめです。

<ミニ講座> 午後2時～(20分)  
「シニアのための靴えらび」



その靴はあなたの足に合っていますか？気軽にご相談ください。

<ミニ講座> 午後3時～(20分)  
「工夫した手作りの道具で外出のお手伝い」

脱ぎ着しやすい衣類、食べやすいお箸やスプーン、工夫したものを使えば、お出掛けが楽になります。

【主催】 社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 湖東地域リハビリ推進センター

【協力】 株式会社アサヒコーポレーション こうら工房心 株式会社幸和製作所  
湖東地域リハビリ情報交換会 株式会社サンクフルハート  
滋賀県立リハビリテーションセンター 株式会社島製作所 株式会社スズキ自販滋賀  
生活用具工房微・助っ人 日本福祉用具供給協会滋賀ブロック 徳武産業株式会社  
ひこね自助具開発工

【問合先】 地域包括支援センター ☎ 38-5161



## 甲良町学校給食センター閉鎖にあたって — 子どもたちの食を支え続けて48年 —

甲良町学校給食センターは、平成27年3月末をもちましてその役割を終了し、閉鎖されることになりました。顧みますと、当センターが平成7年に建設されてから20年、旧センターが給食の供給を開始しました昭和42年からは48年間、町内小・中学校に安全・安心な学校給食の提供と児童生徒、家庭への食育の推進に努めてきました。この間、町民の皆さまや保護者の皆さまのご協力のもと、地産地消の推進ならびに安全でおいしい学校給食を供給することができました。お陰さまで、無事、給食センターとしての役割を全うすることができました。長年にわたりましての給食センターに対するご理解とご支援、ありがとうございました。

4月から町内小・中学校の学校給食の供給は、彦根市・甲良町・豊郷町の広域給食センターである彦根市学校給食センターに移行します。新センターの運営につきましても、皆さまのご支援をよろしく申し上げます。

(甲良町学校給食センター長)



## 近江の祭りに甲冑隊とおはな踊りが登場!

3月29日(日)滋賀県立文化産業交流会館にて「近江の祭り」が開催され、甲良町からは甲良甲冑隊(11:00ロビー)と北落の伝統行事・おはな踊り(12:00イベントホール)が参加します。

入場は無料。入場整理券は甲良町公民館などで配布しています。詳細は以下へお問い合わせを。

【問合せ】 滋賀県立文化産業会館 ☎52-5111 FAX 52-5119

## 天使のほほえみ

## 1歳のおたんじょうびおめでとう!



かわにし ひまりちゃん  
川西 陽真莉ちゃん  
3月13日生(横関)



てらもと かなたちゃん  
寺本 翔奏ちゃん  
3月18日生(長寺)



まつみや ももかちゃん  
松宮 百花ちゃん  
3月28日生(下之郷)

平成27年5月号「天使のほほえみ」への掲載希望(H26年5月生のお子さん)の方は、3月25日(水)の「乳児の10ヶ月健診」時に写真をご持参ください。

写真の裏にお子さんの名前(ふりがな)、生年月日、住所をご記入ください。

【問合せ】 企画監理課 ☎38-5061 保健福祉課 ☎38-3314



## 平成27年度 狂犬病予防注射の実施について

狂犬病予防注射(犬の登録)を下記により実施いたしますのでお知らせします。

実施日	4月21日(火)
場所	時間
尼子平成の館 前	9:30~10:30
甲良町公民館 前	10:45~11:30
町立図書館 前	13:30~14:30

■最寄の会場でお受け下さい。

■上記の日程で都合の悪い場合は、下記の日程によりお受け下さい。

期日	平成27年 5月14日(木)
時間	14:00~15:00
場所	甲良町公民館 前

持参するもの	犬の登録カード・手数料		
	既に登録している場合	注射のみ	3,400円
手数料	新たに登録する場合	注射+登録	6,400円

※注射料の改定により、料金に変更となりました。

■妊娠中の犬、健康に異常が認められた犬は、当日狂犬病予防注射を受けられない場合があります。

■犬の死亡等登録事項に変更のある場合は、役場住民課 ☎38-5063 まで連絡をお願いします。

■狂犬病予防注射(犬の登録)は、かかりつけの動物病院でも受けられます。

■会場への行き帰りも含め、フンは飼い主がきちんと始末してください。

## し尿収集カレンダー【平成27年4月】

日(曜日)	午前 / 集落	午後 / 集落
1日(水)	呉竹①	呉竹①
3日(金)	小川原①・呉竹①	小川原①・呉竹①
6日(月)	小川原①・呉竹①	小川原①・呉竹①
7日(火)	尼子①・呉竹①	尼子①・呉竹①
8日(水)	長寺西①・長寺東①	長寺西①・長寺東①
10日(金)	長寺西①・長寺東①	不定期
13日(月)	正楽寺①②③・法養寺①	正楽寺①②③・法養寺①
15日(水)	下之郷①②	下之郷①②
17日(金)	北落①③・在士①	北落①③・在士①
20日(月)	金屋①③・横関③・池寺①	金屋①③・横関③・池寺①
21日(火)	小川原②・呉竹②	小川原②・呉竹②
22日(水)	呉竹①②	呉竹①②
24日(金)	尼子②・呉竹②	不定期
27日(月)	小川原③・呉竹③	小川原③・呉竹③
28日(火)	長寺西③・長寺東③	長寺西③・長寺東③

※「一」の日時は、他町の集落の収集日となっています。

※不定期でお申込みの方は、原則として不定期日での収集となります。

※集落名の後にある○印の数字は、お申込みいただいた収集回数を表しています。

①は1ヶ月に1回、②は2ヶ月に1回、③は3ヶ月に1回でのお申込みを表し、「呉竹①」とある場合は1ヶ月に1回で申込みいただいた呉竹のお宅を収集させていただきます。

なお、収集予定のない集落等については、翌月以降の収集となります。

※1月に2回でお申込みの場合は、原則1回目を同集落の月1回と同じ日に、2回目を1回目の15日後(2~3日は前後します)に収集させていただきます。

【問合せ】 クリーンライフ湖東(有限責任事業組合) ☎35-5205 FAX 35-5206

## 命の重みと平和について考えてみませんか

私たちは、21世紀のはじめに「新世紀は人権の世紀、平和の世紀」と希望を掲げました。ところが、戦争や地域紛争は、世界のどこかで今もなお繰り返され、人の命を奪うという人権侵害が行われ、多くの犠牲者が出ています。それらの紛争の大きな背景として、人種や民族間の対立や偏見、差別があるといわれています。私たちは「平和のないところに人権は存在しない、人権のないところに平和は存在しない」ということを改めて考える必要があるのではないのでしょうか。

### ◆わがままと人権

自由や人権というと、わがままや身勝手と混同されることがありますが、それらは全く異なるものです。私たちの社会にはルールが存在し、そのルールを守らないような行為（わがまま）は、人権の名のもとに保障されるものではありません。

### ◆許されない人権侵害

私たちが自由と権利を行使する際には、同時に、他者の自由や権利を認め合い、相互に尊重しなければなりません。

しかし、現実の社会では、さまざまな形で人権が保障されていない事例、人権が侵害されている事例が存在します。人権侵害は決して許されない行為です。自ら人権侵害をしないことはもちろんのこと、まわりにある人権侵害に気づき、それを解決しようと努力することも大切です。



### ゆたかに生きるために

この世に生まれた全ての人には、人間らしく幸せに生きていく権利があります。この権利を人権といいます。一人ひとりの人権が尊重されるためには、社会のしくみを整えていくことはもちろん、私たち一人ひとりの考え方や行動を見つめ直すことも必要です。

周りの人としっかりとつながりあい、ゆたかに生きるためには、自分を大切にすることと人を大切にする心が必要ではないのでしょうか。

## 免税軽油制度延長（見込）に伴う 免税証交付申請書の事前受付について

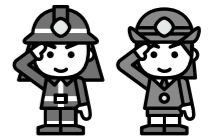
現在、平成27年3月31日をもって終了となっている免税軽油制度は3年間延長される見込みです（見込みですので法案が可決されない場合は延長となりません）。このため4月1日の法改正直後の窓口混雑を避け、免税証交付にかかる日数を短縮するため、下記のとおり免税証交付申請の事前受付を行っています。

- (1) 事前受付期間 平成27年2月16日（月）～平成27年3月31日（火）
- (2) 受付場所 滋賀県東北部県税事務所湖東納税課
- (3) 対象者 平成27年4月に免税軽油を購入する予定の方
- (4) 受付に必要な書類等
  - ①お手持ちの「免税軽油使用者証」
  - ②「免税証交付申請書」（県税事務所にあります）
  - ③「免税軽油使用者証交付申請書」（※更新・書換が必要な方のみ。県税事務所にあります）
  - ④免税軽油の引取りに係る報告書および納品書等
  - ⑤印鑑（共同申請者の場合は全員の印鑑）

【問合先】 滋賀県東北部県税事務所湖東納税課（住所：彦根市元町4-1） ☎27-2206

## 消防署だより

犬上分署 ☎38-3130



## 地震に対する予防策

### はじめに・・・

地震が発生した時、被害を最小限におさえるためには、一人ひとりが慌てずに適切な行動をとることが極めて重要です。慌てて行動すると怪我をしてしまい、逃げることも、何かあった時に家族や知り合いを助けることすらできなくなってしまいます。

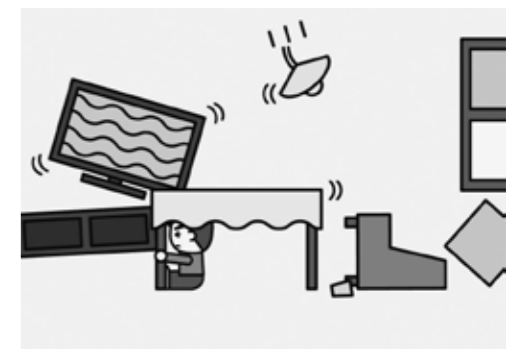
そのためには、みなさんが地震について関心を持ち、いざというときに落ち着いて行動できるように、日頃から地震の際の正しい心構えを身に付けておくことが大切です。

### 地震が起きる前にしておくこと

- |                    |                |
|--------------------|----------------|
| ①地震について知ること        | ⑦防災活動への参加      |
| ②身の安全を確保できるようにしておく | ⑧備蓄品・非常時持出品の準備 |
| ③家庭での防災会議          | ⑨火災に備える        |
| ④家族との連絡方法の確認       | ⑩住宅の耐震診断・耐震補強  |
| ⑤自宅の脱出ルートを考える      | ⑪家具等の転倒・転落防止   |
| ⑥避難路を確認する          |                |

### 大きな揺れが襲ってきたら・・・

机の下に入るなどして、まず身の安全を確保して下さい。



### 揺れが収まったら・・・

- |            |            |
|------------|------------|
| ①避難の判断     | ③救出、救護     |
| ②避難の行動     | ・初期消火      |
| ・家を出る時     | ・救出活動、救護活動 |
| ・火災に遭遇した場合 |            |
| ・避難方法      |            |

これらはあくまで一例です。具体的なことは自ら考え、家族で話し合い、災害時の混乱を無くすことがとても大切になってきます。

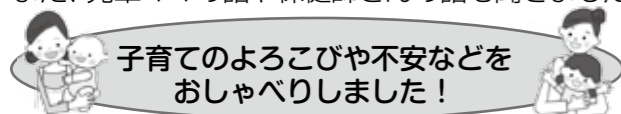
私たちの住む日本は、世界でも有数の地震の多い国です。そのため、多くの人が地震を経験し、恐い思いをしています。だからこそ、起きてからではなく、事前に万全の準備をし、また揺れはじめても、その間に自らの安全を確保できるようにし、揺れが収まったらその後の対応を取れるようにしましょう。あたりまえのことかもしれませんが、これがとても大切なことです。

### 最後に・・・

東日本大震災が発生し早くも4年が経とうとしています。しかし、あの時の記憶は多くの人が鮮明に覚えているはずで、誰もがあそこまでの大災害になるとは考えていなかったでしょう。だからこそ、この災害を教訓に、何かが起きてからではなく、起きる前からしっかりと予防策を考え、備えていかなければいけません。大切な家族、友人、何より自らの命を守るため、地震についてもう一度考えていきましょう。



2月のすまいるタイムは、子育て中のお母さん方の情報交換をしました。出産時のエピソードや、日々の子育ての中で感じていることをおしゃべりしました。また、先輩ママの話や保健師さんの話も聞きました。



子育てのよろこびや不安などをおしゃべりしました!

話を聞いてウンウンとうなずくことも...



わかるわ〜! 私だけじゃないんや... よかったあ〜!

ボランティアのみなさん  
お世話になりました!

子育て支援センターでは、今年度も地域のボランティアさんや、更生保護女性会の皆さんにご協力いただき、親子ふれあい教室やフェスタなど、様々な行事を行なってきました。おかげさまで安心して事業を実施することができました。



ありがとう  
ございました!

3月のひろばのお知らせ

オリジナルの  
カレンダーを作ろう! ぽかぽかタイム

3月のぽかぽかタイムは、親子でカレンダー作りをします。ぜひ、ご参加ください。

- 日時 3月24日(火) 10:30~11:30
- 対象 未収園のお子さんと保護者(または、保護者に代わる方)
- 持ち物 お茶・ミルク・タオルなど
- 材料 支援センターで用意します。

かわいいカレンダーを作りましょう!

お誕生会をします!

みんなで祝いましょう!

- 日時 3月26日(木) 11:00~
- 対象 1月・2月・3月生まれで町内在住の未収園のお子さんと保護者(または、保護者に代わる方)

※参加申し込みは不要です。

お誕生カードを  
プレゼント



3月の親子ふれあい教室

26年度の親子ふれあい教室は、今回が最終になります。1年間ありがとうございました。27年度の親子ふれあい教室も、楽しんでいただけるように計画しています。案内や参加申込書は、5月中旬に全戸配布でお届けします。楽しみにお待ちください。

東西学区	0歳児	かんがるーくらぶ	23日(月)	10:00~11:30
東西学区	0歳児	こあらくらぶ	18日(水)	10:00~11:30
東西学区	1歳児	にこにこひろば すくすくひろば	16日(月)	10:00~11:45
東西学区	2,3歳児	わいわいひろば のびのびひろば	13日(金)	10:00~11:45

【問合先】 子育て支援センター(ほっと館) ☎ 38-8003

行ったつもい!  
お家で世界中を楽しく旅行!

3月	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				…休館日



『なぜか心ひかれる日本の奇妙な絶景 spot50』  
河出書房新社 渋川育由/編

「ここが日本?」とちょっとビックリするような景色から、ハッとするような美しい名景まで、日本各地の奇妙な絶景を厳選して紹介。



『感動の世界遺産ベストセレクション 120』  
学研パブリッシング

現在、登録総数890件の世界遺産の中から、ぜひ訪れたい場所120ヶ所を選びすぐって紹介。



『日本ふしぎ絶景ベスト50』  
河出書房新社 渋川育由/編

大雪山姿見の池、霧の田代平湿原、晩秋の乗鞍高原...。心に残る謎とふしぎの日本各地の絶景の数々を収録した写真集。



『世界の絶景 お城&宮殿』  
学研パブリッシング

子どものころに思い描いた夢のようなお城や、豪華絢爛に彩られた巨大な宮殿など、世界中の美しいお城と宮殿を写真満載で紹介。



『一度は行ってみたい絶景!日本の聖地』  
洋泉社

全国各地には今なお、八百万の神々をまつる聖地が多数残る。神々と信仰が息づく聖地で目にすることができる奇跡の瞬間を絶景写真で紹介。



『世界の水辺の町』  
パイインターナショナル  
ピーピーエス通信社/写真  
若菜晃子/文

水の醸す美しさがいつもそばにある生活は、豊かで心地よいものに違いない。世界中の美しい水辺の町の風景を集めた写真集。



『神社巡礼  
マンガ・アニメで人気の  
「聖地」をめぐる』  
エクスナレッジ 岡本健/監修

マンガ・アニメ作品に登場する神社の由来や神社の基礎的な知識、神社の基本的配置や参拝の仕方も解説。



『世界の小さな村』  
ピエ・ブックス  
ピーピーエス通信社/写真  
春山香織/文

あるのは、広く大きな自然と、のどかでおだやかな時間の流れ。各地の小さな村の風景を切り取った写真集。

3月の催し物 \*図書館の行事は全て無料です。

8日(日) 14:00~ 人形劇「すってんころりん宝げた」 人形劇団どむならん上演
20日(金) 11:00~ ぴよぴよよこのおはなし会 「0, 1, 2歳児向けのおはなし」
29日(日) 14:00~ 子ども映画会 「シンデレラ」(75分)

14日(土) 11:00~ おはなし会 「季節の楽しいおはなし」
28日(土) 14:00~ 名作映画会 「舟を編む」(133分)

☆☆3月の展示☆☆

~3月29日(日)

平成26年度子育て支援センター写真展を開催しております。  
是非お越しください。



# 国民年金の加入方法

国民年金は誰もが加入する制度です。

日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入することになります。加入者は、職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。

## 第1号被保険者

自営業者、学生、フリーター、無職の方などで、加入手続きはご自分で住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口で行います。

## 第2号被保険者

会社員や公務員など、厚生年金保険や共済組合に加入されている方で、加入手続きは勤務先が行います。

## 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者の方で、加入手続きは第2号被保険者の勤務先を経由して行います。

【問合先】彦根年金事務所 ☎23-1114

# お知らせ 暮らしのかわら版

問…問い合わせ

## ■点訳・音訳ボランティア養成講習会 事前説明会のご案内

県立視覚障害者センターでは、視覚に障害のある方々に点字や声で情報を伝える点訳ボランティア・音訳ボランティアの養成講習会を開講します。

これに先立ち、ボランティア活動の内容や講習会のスケジュール等についての説明会を開催しますので、「点訳って何だろう」「音訳って何だろう」と関心のある方は、是非ご参加ください。

点訳・音訳ボランティア養成講習会の受講申込書は、この説明会でのみ配布します。  
受講希望の方は必ずこの説明会に参加してください。  
注：説明会参加＝受講決定ではありません。

- 日時：同じ内容で2日開催します。どちらかにご参加ください。  
4月15日(水) 13:40～  
4月16日(木) 13:40～
- 場所：滋賀県立視覚障害センター(彦根市松原1丁目12-17)

※駐車スペースが狭いため、お車の来所はご遠慮ください。

- 内容：点訳とは何か、音訳とは何か、講習会のスケジュール、受講申込手続き、面接、漢字読み問題等
- 申込方法：電話・FAX・Eメールで、以下の①②をご連絡ください。  
①氏名 ②参加日

※Eメールの場合は件名に「説明会参加」と書いてください。

- 申込締切：4月9日(木)
- 申込・問合せは以下へ  
問 滋賀県立視覚障害者センター  
☎22-7921、FAX22-7890  
E-mail shice2@smile.ocn.ne.jp

## ■豊郷病院公開セミナー「知っていますか？認知症のこと...」

- 講師：認知症疾患医療センターセンター長 成田 実
- 日時：3月28日(土) 14:00～15:30
- 場所：豊郷病院 内科外来(3病棟1階) 待合スペース
- ※事前申込・参加費は不要です。皆様お誘いあわせの上、お気軽にご参加ください。

※尚、警報以上の発令が出された場合は、中止とさせていただきますので、予めご了承ください。

問 (公財) 豊郷病院 地域連携室 ☎0749-35-3001 (代表)

## ■夜間・休日お薬相談窓口開設

- ☎22-7811
- 夜間や休日に薬のことで困ったら、彦根薬剤師会「夜間・休日お薬相談窓口」へご相談ください。薬剤師がお答えします。
- 開設時間：▽夜間＝21:00～翌朝9:00 ▽休日＝終日



# 温水プール・香良の湯カレンダー

利用案内 <http://izumi21.net/> 営業時間 12:45～20:00

《水泳教室受講手続き》  
教室の受講料と印鑑をご持参の上、温水プール受付まで。

※詳しくは、問合先までご連絡下さい。

## 成人スイミング教室 生徒大募集!! (ジュニアスイミング教室に受講をご希望の方は、一度お電話でお確かめ下さい。)

ジュニアスイミング教室 [4歳から小学生まで] ◎受講料:4,000円

水なれから始まり、クロール・背泳ぎ・平泳ぎ・バタフライに加え個人メドレーが泳げるように指導します。年間を通じて水泳により病気にかけにくい健康な体づくりと、子供の限らない可能性を引き出すのを目標とします。

◎各教室とも月4回で、受講料は1ヶ月分です。 (○即入会 △若干名 ×定員オーバー)

曜日・時間		対象	募集
水曜日	午後5時～6時	4歳～未就学児	×
水曜日	午後6時～7時	小学5～6年生	×
金曜日	午後5時～6時	小学1～2年生	×
金曜日	午後6時～7時	小学3～4年生	×
土曜日	午後3時～4時	4歳～未就学児	×
土曜日	午後4時～5時	小学1～2年生	×
土曜日	午後5時～6時	小学3～4年生	×
土曜日	午後6時～7時	小学5～6年生	×

## 長期アルバイト募集!!

プール監視員

※主な仕事内容は、その場の安全確認を常に行うという仕事になります。その他、簡単な清掃・片付けなど。

- ◎資格 18歳(高卒以上)～35歳ぐらいまで
- ◎時間 1)13:00～22:00 2)17:00～22:00 3)13:00～18:00  
シフト制 **平日のみ、土日のみ**  
などご相談!!
- ◎時給 750円～
- ◎休日 火曜日(7・8月は除く)
- ◎その他 ユニホーム貸与、交通費支給(当社規定)、マイカー通勤可

まずはお気軽にお電話下さい。

## 香良の湯

広いお風呂でのんびり入浴  
心も体もしっかり温まり  
休憩所でゆっくり

- 利用料 1回につき
- ◎大人 250円(中学生以上)
- ◎小人 150円(小学生)
- ※身体障害者手帳をお持ちの方は各利用料が割引となります。
- シルバーデイ(毎週金曜日)  
※甲良町にお住まいの65歳以上の方は無料となります。

【問合先】温水プール・香良の湯 ☎38-5155

※温水プール・香良の湯の施設には、エレベーターはございません。階段でのご利用となります。

## 道の駅 せせらぎの里こうら



<営業日> 年中無休  
(※12月31日～1月3日までは休み)

<営業時間> 午前9時～午後6時

<電話番号> 38-2744

まめ知識：ひなまつりに欠かせない「ひなあられ」ですが、あられやおかきはもち米から作られます。食感の似ているせんべいは私たちがご飯として食べているうるち米から作られています。

# ひこね市文化プラザ 発売中のおすすめイベント

デュークエイセス結成60周年記念  
デュークエイセスといっしょに!  
平成27年3月8日(日) グランドホール  
14:00開演 13:30開場



珠玉のコラスグループ、デュークエイセスが1部は彦根市内の合唱団・ひこね第九オーケストラと共演! 2部は、結成60周年デュークエイセス「感謝・還暦」コンサートのハーモニーをたっぷり披露

\*セカンドテナーの「吉田一彦」は病氣療養中のため出演できません。「若田元」が代役を務めます。  
【全席指定】一般3,500円 学生1,750円  
\*未就学児入場不可 高齢者・障がい者・還暦バス(59歳～60歳)3,150円  
学生・障がい者・高齢者・還暦バスは、ひこね市文化プラザチケットセンターのみの取り扱い

ひこね市民大学講座 彦根学部  
母利 美和「井伊直弼と徳川斉昭」  
平成27年3月14日(土) エコーホール  
14:00開講 13:30開場



ベリー来航後の政局において対立的に見られる二人。彼らの生い立ち・政治意識や、幕末期の国際的環境のなかでの対外認識・外交姿勢の具体像を確認することで、その政治的立場の違や真意を明らかにする。

講師：母利美和 【全席自由】  
(京都女子大学文学部教授) 一般 300円  
学生・障害者・高齢者270円 \*未就学児入場不可

ひこね市文化プラザチケットセンター  
\*窓口営業9:00～19:00  
月曜休館(月曜が祝日の場合、その翌日が休館)  
◎チケット価格はすべて税込価格で

0749-27-5200

インターネットでのご予約も可能です。  
<http://bunpla.jp/>



# 健康カレンダー

自分の体は自分で守ろう！

## 3月後半分 (会場：保健福祉センター)

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
乳児健診4ヶ月	25日(水)	13:00～13:10	H26年11月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票
乳児健診10ヶ月	25日(水)	13:30～13:40	H26年5月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 写真(広報への掲載希望者)
こころの健康相談	27日(金)	13:30～15:00	こころの健康状態に不安をお持ちの方 (予約制) 保健師が対応いたします。	特になし

## 4月前半分 (会場：保健福祉センター)

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
3歳6ヶ月健診	1日(水)	13:15～13:45	H23年8月・9月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 歯ブラシ・コップ
こころの健康相談	10日(金)	9:30～11:00	こころの健康状態に不安をお持ちの方 (予約制) 保健師が対応いたします。	特になし
すこやか相談	13日(月)	9:30～11:00	子どもの健康、食生活、予防接種等に関する相談を行います。	母子手帳
1歳6ヶ月健診	14日(火)	13:00～13:30	H25年8月・9月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 歯ブラシ・コップ
中期離乳食教室	15日(水)	9:30～10:00	H26年8月・9月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票

問合先 保健福祉課 ☎ 38-3314 / 38-5151

## ひとのうごき

< >内は前月との比較  
H27.2.1 現在

総人口		0～15歳未満	15歳以上 ～65歳未満	65歳以上
男	3,575 <-7>	497	2,165	913
女	3,919 <-4>	459	2,186	1,274
合計	⑦ 7,494 <-11>	956	4,351	② 2,187
世帯数	2,565 <-1>	① ÷ ⑦ = 高齢化率 29.18% 高齢化率とは65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。		

## 放射線量 2月の測定結果

測定日	測定時間	天候	放射線量
2月2日(月)	午前9時	☀	0.082 μSv/h
2月16日(月)	午前9時	☀	0.078 μSv/h

※ μSv/h (マイクロシーベルト/時)  
測定場所：甲良町役場庁舎前 地上から約1m  
測定の方法：3回測定し、その平均値を測定結果とする  
測定機器：環境放射線モニタ (PA-1000)  
(測定範囲：0.001～9.999 μSv/h)

## 2015年(平成27年)3月号 通巻第430号

発行/甲良町企画監理課  
〒522-0244

滋賀県犬上郡甲良町大字在土353番地1  
TEL.0749-38-5061  
FAX.0749-38-5072  
E-mail:kikaku@town.koura.lg.jp

## 窓口業務時間の延長日は3月5日(木)・19日(木)

午後7時まで窓口業務を延長します。

### 受付業務

- ①住民票 ②戸籍(婚姻・出生・死亡など)  
③印鑑登録・証明など ④所得証明  
⑤評価証明 ⑥納税証明 ⑦各税金の納付

### 閉庁時間帯 (休日/勤務時間外)

戸籍の届出のみ  
※関連する手続きに、再度来ていただく  
場合がありますのでご了承ください。

本人確認できるものをご持参ください。例)免許証、パスポートなど

問合先 住民課 ☎38-5063 税務課 ☎38-5064